衆議院議員保坂展人君提出一体開発誘発型街路事業に関する質問に対する答弁書

1について

いう。 に 性 利用されていない が 平成十四年一月三十日付け国土交通省都市・ 高)に定 いと考えら んめる れ る地 地区において、 体 開 域 であるに 発誘発型街 街路事業を実施することにより民間投資を促進し、 ŧ か 路事業」 かわらず、 地域整備局街路事業調整官事務連絡 (以 下 都 市 「本事業」という。 計 画 道 路 \mathcal{O} 整備 \mathcal{O} 遅れにより土地 は、 民 間 (以下「事務連絡」と 投資 適切な沿道 が が 有効又 行わ れ 0 る可 は 地区 高 能 度

2について

0

開

発を誘導することを目的とするものである。

補 助第四号線 平成十七年度までの本事業による補助金等の交付を受けた路線名・その交付の実績は、 (赤坂) • 百八十五 一万円、 補助第九十号線 町 屋) 千九百六十四万円、 補 東京都における、 助第百三十八号

線 (綾瀬 新 橋 千九 百八十八 、万円、 補助 第四 十九号線外一 線 億 四千五 百八十五 一万円、 補助第三百二

十六号線 五. 百 万円、 補 助第百三十八号線 (中央本町) · 六百二十七万円、 補助第二百三十号線・三千百

七十七万九千円、 補助第五十四号線 (下北沢) · 五百五十万円、 補助第八十一号線・二億二千十七万六千

円及び補助第百二十号線 (鐘ヶ淵) ・七千六百四十万六千円である。

3について

本事業による補 助 金等の交付に係る手続にお į, ては、 地域 の再開 発の方針において計画的 な再開発が必

要と位置 付 け られ た 市 街 地 内 \mathcal{O} 都 市 計 画 [道路: 等、 その沿 道 \mathcal{O} 地 区 が 民 間 の投資によ り開 発 さ れ ろ 可 能 性 が

高 当 該 都 市 計 画 道 路 \mathcal{O} 整 備 に併 せてその沿道の 地 区が ?民間 の投資による開 発が 行われる見込みが ある

都市計画道路であるかどうかを確認している。

4の①について

国 一土交通省としては、 事務連絡にいう「測量及び試験費」 とは、 工事を施行するために必要な調査、 測

量、試験等に要する費用のことをいうと考えている。

4の②及び③並びに5について

玉 土交通 省としては、 事務連 絡 にいう 湞測 量 一及び試験 . 験費」 とは、 御指 摘 の道路法 (昭和二十 七 年法 律 第

百八十号) 第五十六条の 「道路に関 す 、る調 査 に 要する費用」 ではなく、 同 条 \mathcal{O} 「道 路 \mathcal{O} 新 設 又は改 築 に 要

する費用」 又は道路整備費の財源等の特例に関する法律 (昭和三十三年法律第三十四号。 以 下 財 源 特 例

法」という。)第五条第一項に規定する対象事業に要する経費であると考えてい

道路法第五十六条の 「道路の新設又は改築に要する費用」については、 その二分の一以内を補助してい

るものである。

また、 東京 都 に おける補助第五十四号線 (下北沢) に っい ては、 平成十五年度に当該道路 の事 業に 要す

る経 費 0 百 分の 五. 十 五. 立に財 源 特例法第五 条第一 項に基づく地方道 路整備 臨 時 交付 金が 充当されたも 0) で あ

る。

6について

本事業の外に、 街路事業のうち、 鉄道の高架橋、 立体交差橋、 河川橋梁等大規模構造物の整備等の事 業

に ついては、 その 測 量及び試験費等に関しては、 これら の事業が 都市計画事業として認可される前 に、 道

路 整 備 特 別会計 \mathcal{O} 科 目である交通円 滑 化 事業費補 助、 地 域 連 携 推 進 事 業費補 助、 交通 連 携 推 進 事 業費補 助

又は この 市 補 街 助 地 金 環 につ 境 故 ζ, 善 7 事 は、 業 費補助等として、 道路法第五十六条の 補 助 金又は交付 「道路 0 新設又は改築に要する費用」として沖縄等 金が交付できることとされ てい る。 を除

き

その二分の一 以内を補助するものであり、 この交付金については、 財源特例法第五条第一項に基づくもの

であり、 地方公共団体への交付金の額は、 同条第二項及び第四項に従い定められることとなっている。

7について

線の き同 は、 東京 交付· 平成 条第二 都に 十五 金の交付を申請し、 お 項 及び 年度に、 ける補助 第四 世 第五十四号線 項 に 田 谷 従 11 区 国土交通大臣が、 世 が 田 財 谷 (下北沢) 区 源 特 の交付な 例法第五条 補助金等に係る予算の (以下「本路線」 金 \mathcal{O} 第三項 額 が決定され、 の 計 画 という。)へ を国・ 執行 世 田 土交通大臣 の適正化に関する法律 谷 区 の補 は、 に 助金等の交付について 提出 0) 額 \mathcal{O} Ĺ 範 これ 囲 内 (昭和三 で本路 に 基

十年法律第百七十九号)第六条第一項に基づき、 交付金の交付を決定したものである。

世田谷区から本路線に係る交付金の交付の申請は、

なかった。

8について

平

成十六年度及び平成十七年度には、

世 む 都 田 世 谷 市 田 区 計 谷区 に 画 道 に お おい いて、 路 \mathcal{O} 整備 て、 当該 に関 平成十五年度に、 都 連する土地等の 市 計 画道路 の整備についての事 7についてで述べた交付金を活用し、 権利者等の意向等を調 業の施行に向けて準備を行っているところであ 査 し把握したものと承知 下北 沢駅! 周 L 7 辺 の本 1 る。 路線を含 現

ると聞いている。